

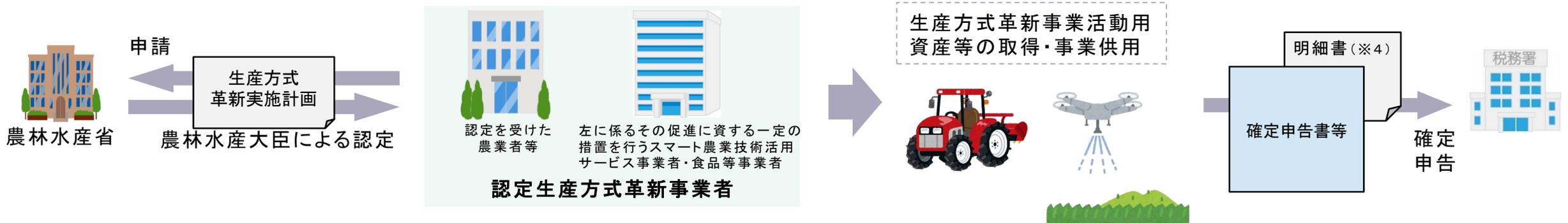
10 生産方式革新事業活動用資産等の特別償却制度の 創設

生産方式革新事業活動用資産等の特別償却制度の創設

青色申告書を提出する法人でスマート農業法の生産方式革新実施計画につき農林水産大臣の認定を受けた認定生産方式革新事業者であるものが、スマート農業法の施行の日から令和9年3月31日までの間に、その認定生産方式革新事業者として行うスマート農業法の生産方式革新事業活動(その生産方式革新事業活動の促進に資する一定の措置を含みます。)の用に供するための生産方式革新事業活動用資産等(次の機械その他の減価償却資産をいいます。)の取得(※1)又は製作若しくは建設をし、これをその生産方式革新事業活動の用に供した場合には、その供用年度において、次の生産方式革新事業活動用資産等の区分に応じた特別償却を適用できるとされました(措法44の5①)(※2)。

- 1 スマート農業法の認定生産方式革新実施計画(※3)に記載された生産方式革新事業活動の用に供する設備等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、農作業の効率化等を通じた農業の生産性の向上に著しく資する一定のもの…取得価額の32%(建物及びその附属設備並びに構築物については、16%)
- 2 スマート農業法の認定生産方式革新実施計画(※3)に記載された生産方式革新事業活動の促進に資する一定の措置の用に供する設備等を構成する機械及び装置のうち、農業者等が行う生産方式革新事業活動の促進に特に資する一定のもの…取得価額の25%

[生産方式革新事業活動用資産等の特別償却のイメージ図]



※1 その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります(措法44の5①)。
※2 スマート農業法の施行の日から施行されます(改正法附則1十四)。なお、スマート農業法は公布の日以後6月以内の政令で定める日から施行されますが(スマート農業法附則1)、スマート農業法及び施行期日を定める政令は令和6年5月20日現在において公布されていません。
※3 上記の農林水産大臣の認定を受けた生産方式革新実施計画をいいます。
※4 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等への生産方式革新事業活動用資産等の償却限度額の計算に関する明細書の添付が必要です(措法44の5②)。